

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		企業参入促進事業
<p>1 趣旨</p> <p>地域農業全体での所得向上や活性化を図るためには、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促しながら、農産物の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れを事業として捉え、関連の深い異業種との連携強化を図り、高付加価値を創出する「地域産業体」へ誘導・育成することが必要である。</p> <p>このため、企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開を積極的に支援することとする。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県が直接行う事業 企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。</p> <p>①情報の収集・提供 ②参入企業への訪問・相談活動 ③各種啓発活動 ○参入促進 パンフレット作成配布、ホームページ開設、参入促進研修会等の開催 ○連携強化 連携強化促進研修会の開催、食品関連企業へのアプローチ</p> <p>(2) 企業に対する支援事業 1) 「企業参入・連携支援事業」による支援 企業が行う農業参入のための実践活動及び地域の農業者や関連企業等と連携した加工・流通・販売等への実践活動等を支援する。</p> <p>①事業のタイプ ○新規参入促進タイプ 企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業 ○連携強化促進タイプ 既に農業分野へ参入した企業が、地域の農業者や関連する企業と連携し、加工・流通・販売等へ事業を展開することを促進するための支援事業</p> <p>②事業内容 企業等が行う農業生産（作業受託を含む）、農産物の加工・流通・販売等に係る高付加価値化を図るうえで必要とされる調査、研究、農業技術習得のための研修、実証活動に要する経費を補助。</p> <p>③補助対象事業費 ○新規参入促進タイプ 10,000千円を上限 ○連携強化促進タイプ 20,000千円を上限</p> <p>④補助率 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>2) 利子補給による支援 農業参入法人を対象として、農業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）に対し、別に定める担い手法人育成対策利子補給事業により支援する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>企業等、県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>38,422千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就農者確保事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。 しかしながら、新規就農者が営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 青年農業者等早期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 平成19年度以降認定を受ける認定就農者や雇用する農業法人等の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 市町村に対する貸与月額 認定就農者 月額50千円以内 農業法人等 月額40千円以内</p> <p>3) 貸与期間 12ヶ月以内</p> <p>(2) 就農支援資金</p> <p>1) 事業内容 認定就農者等に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。</p> <p>2) 資金の種類 就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金</p> <p>3) 貸付方法 国2/3、県1/3の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、公社から認定就農者等に貸与する。</p> <p>(3) 地域一体型育成体制整備支援事業</p> <p>1) 事業内容 地域担い手育成総合支援協議会が生産者と連携し実施する、認定就農者等の円滑な就農及び効率的かつ効果的な育成体制の整備に関する取り組みを支援する。 併せて、協議会が遊休ハウス等の情報収集・斡旋システムの構築を支援する。</p> <p>2) 県補助率 10/10 (一部1/2)</p> <p>3) 事業主体 地域担い手育成総合支援協議会</p> <p>(4) 就農者確保緊急総合支援事業</p> <p>1) 事業内容 県内農林水産業への就業者を緊急的に確保するために総合的な支援を行う。 ①県内2カ所に就業プランナーを配置し、県外からの就業者の確保を図る。 ②島根農林水産業・就業情報のPR強化。 ③自営就農者、雇用就農者への研修費助成。</p> <p>2) 県補助率 10/10</p> <p>3) 事業主体 ①②しまね農業振興公社、③認定就農者、農業法人等</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村、しまね農業振興公社、地域担い手育成総合支援協議会、融資機関</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>一般会計：76,128千円 特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：60,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務	事業名	しまねの農地再生・利活用促進事業(農地確保・利用支援事業)
<p>1 趣旨 農業者の高齢化や担い手の不足等から耕作放棄地や不作付地が増加している。また、担い手の経営する農地が点在しているなど、効率的な農地利用が困難な事例も見受けられる。 そのため、受け手のいない農地を引き受けて営農する法人や保全管理に取り組む法人、委任・代理方式により農地をまとめて担い手に配分する面的集積に取り組む組織の活動を支援し、農地の有効活用や保全を促進する。</p>		
<p>2 事業概要 島根県担い手育成総合支援協議会が、下記の交付金を交付するために必要な資金をあらかじめ積み立てるのに必要な経費を助成する。</p> <p>(1) 農地引受交付金 特定農業法人等が地域の耕作放棄地等を引き受けて営農する場合、営農に必要な経費を助成する。 ①交付対象者 特定農業法人、特定農業団体 ②対象経費 引受農地で営農する場合に新たに発生する経費 ・基盤整備、パイプハウス、農業機械リース料、資材購入費等 ③交付金額等 対象経費の範囲内</p> <p>(2) 保全管理交付金 農地保有合理化法人が耕作放棄地等を引き受けて保全管理する場合、保全管理する面積に応じて交付金を交付する。 ①交付対象者 財団法人しまね農業振興公社、市町村農地保有合理化法人 ②交付単価 13,000円/10a以内 ただし、合理化法人が所有権を取得する場合は18,000円/10a以内</p> <p>(3) 面的集積交付金 農地を面的に集積する組織が委任・代理方式により担い手に農地を集積する場合、面的集積を実現した面積に応じて交付金を交付する。 ①交付対象者 面的集積組織 ・市町村、市町村農地保有合理化法人、J A、土地改良区 地域担い手育成総合支援協議会 ②交付単価 新たな集積面積が1ha以上 16,000円/10a以内 新たな集積面積が1ha未満 12,000円/10a以内 5年以内に利用権が設定される農地 8,000円/10a以内</p> <p>(4) 面的集積条件整備交付金 面的集積交付金の取り組みにより面的集積された農地を一層効率的に利用できるようにするため、小規模な農業生産基盤の整備に必要な経費を助成する。 ①交付対象者 市町村、市町村農地保有合理化法人、J A、土地改良区 地域担い手育成総合支援協議会 ②対象経費 障害物除去、深耕、整地、客土、排水施設、農道、有機物の投入等 ③整備水準 標準小作料×耐用年数×受益面積の範囲内 ④補助率 面的集積の効果を高める工種 集積率に応じて1/2～10/10 その他の工種 1/2</p>		
<p>3 事業実施主体 島根県担い手育成総合支援協議会</p>		
<p>4 当初予算額 151,000千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね						
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保						
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備						
事務事業名		中山間地域等直接支払事業						
1 趣旨								
平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。								
2 事業概要								
平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成17年度～21年度）。								
なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。								
(1) 対象地域及び対象農用地								
次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上のまとまりのある農用地								
①過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地								
②上記①以外で、島根県中山間地域活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地								
③上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地								
(2) 対象者								
集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む。）								
(3) 交付単価 (円/10a)								
区分	田		畑		草地		採草放牧地	
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価
急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000
緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300
※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施								
(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算） (円/10a)								
区分	田	畑	草地	採草放牧地				
土地利用調整加算	500	500	—	—				
規模拡大加算	1,500	500	500	—				
耕作放棄地復旧加算	1,500	500	500	—				
法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	750			
	農業生産法人	600	500	500	500	500		
※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）								
3 事業実施主体								
市町村								
4 当初予算額								
1,461,829千円								

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生
事務事業名		地域貢献型集落営農確保・育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>県内の農業センサス集落の約4割を占める担い手空白地域の解消運動を進める。 また、水田経営安定対策など国支援施策の対象となりにくい集落において、農地維持を含めて様々な面から地域に貢献する組織を本県独自に「地域貢献型集落営農」として位置づけ、その新規設立を促進するとともに、地域貢献型集落営農の農村社会維持を目的とした農業外分野への進出や高齢者等を活用した農村経済を維持するための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域農業再編支援事業</p> <p>1) 事業内容 地域リーダー等の育成及び地域営農の仕組みづくりに精通したプロデューサーの地域派遣を行い、担い手空白地域の解消を促進する。</p> <p>1) 県補助率 10/10</p> <p>(2) 地域貢献型集落営農確保・育成事業</p> <p>1) 事業内容 「地域貢献型集落営農」の新規設立及び地域貢献のための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p> <p>①新規設立支援 地域の農地維持等を目的に、新たに地域貢献型集落営農を設立する地域や組織の支援を行う</p> <p>ア 活動計画作成費 イ 農地一筆マップ作成費 ウ 集落営農設立支援費</p> <p>②機能強化支援 地域貢献型集落営農が、新たに、地域内の経済、生活、人材の維持などの地域貢献活動に取り組む場合、支援を行う。</p> <p>ア 経済維持機能強化 イ 生活維持機能強化 ウ 人材維持機能強化</p> <p>2) 県補助率 ②アの施設機械整備 1/3 ①ア、イ ②アの推進活動 1/2 ①ウ ②イ、ウ 2/3</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 島根県担い手育成総合支援協議会 (2) ①新たな集落営農組織の設立に向けて活動を行う組織（発起人会） ②集落営農組織または複数の集落営農組織で構成する団体</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>46,000千円</p>		

【農業経営課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり 3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業改良普及事業		30,804千円	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導活動の実施 ・農業普及員の資質向上 ・普及活動外部評価の実施 	県
中海干拓営農センター業務		5,815千円	<ul style="list-style-type: none"> ・干拓地の作目に関する実証・展示 ・干拓農家に対する営農支援 ・研修の運営 	県
中核的農業者資質向上事業		5,332千円	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善に取り組む担い手農業者に対し、新技術導入などにより課題解決や経営改善が図られ、経営力が高まるよう支援する。 	県
青年農業者資質向上事業		1,986千円	<ul style="list-style-type: none"> ・青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。 	県 しまね農業振興公社

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業大学校における教育研修		27,703千円	<ul style="list-style-type: none"> ・研修教育の実施 ・短期研修事業の実施 ・奨学金の貸付 	県
就農促進活動事業		15,025千円	<ul style="list-style-type: none"> ・本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。 	公社 県
農業制度資金融資事業				
農業改良資金貸付事務		73,881千円	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農業部門又は加工事業の経営の開始、新たな生産方式又は販売方式の導入により経営改善を図ろうとする農業者等に対し、県又は融資機関が資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。 <p>【融資枠 3千万円】</p>	県
農業近代化資金等利子補給事業		30,663千円	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。 <p>【融資枠 3.4億円】</p>	県
農業経営改善促進資金貸付事務		62,500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。 <p>【融資枠 5億円】</p>	県
農業経営基盤強化資金利子補給事務		12,975千円	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。 <p>【融資枠 15億円】</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業制度資金 出えん事務		2,063千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に出えんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。 【対象融資枠：23.3億円】 	県
担い手総合支援事業				
担い手育成支援事業		1,934千円	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、農業法人、集落営農組織等地域農業の担い手を育成するため、経営改善、経営基盤確保に向けた総合的な支援を実施する。 	県 県担い手育成 総合支援協議 会
企業的農業法人 育成推進利 子補給事務		3,530千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）に対して利子補給を行う。 	県
担い手法人育 成対策利子補 給事業		5,654千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金、農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）や農業参入法人に対して利子補給を行う。 【融資枠 2.0億円】 	県
遊休農地再生 活動緊急支援 業		788千円	<ul style="list-style-type: none"> 県が耕作放棄地解消基本指針を策定するために、モデル的な取り組みを市町村に委託する。 市町村等の耕作放棄地の解消を支援し、農地を担い手へ集積する。 	県 市町村等
農地利用の集積 促進		72,065千円	<ul style="list-style-type: none"> 農地保有合理化事業の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。 	県 農地保有合理 化法人